### 7 日常生活の支援

- ●障害福祉サービス
- ●日常生活援助
- ●用具等の援助
- ●緊急時の援助

### 7 日常生活の支援

#### 障害福祉サービス

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 障害福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。それぞれの内容は、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

- ※「訓練等給付」は原則18歳以上の障害者を対象としています。
  - (対象)次のいずれかに該当する方が対象となります。
    - ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
    - ② 療育手帳の交付を受けている方
    - ③ 知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害があると判定された方
    - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に 規定する精神障害者(発達障害、高次脳機能障害を含 な)
    - ⑤ 難病等の方
    - \*介護保険制度の対象者は、原則介護保険制度でのサービスの利用が優先となります。
  - (内 容) 別表を参照してください。
  - (申 請)以下のものをお持ちください。
    - ① 障害者手帳(交付されている場合)
    - ② マイナンバー(個人番号)及び身元確認書類
    - \*上記(対象)の③~⑤に該当する方は、その障害状況を 証明する書類の提出が必要な場合がありますので、事前 にお問い合わせください。
  - (審 査) 申請後、調査員が訪問調査を行い、調査結果と医師の意見書に基づいて審査会において認定されます。認定後、 支給決定を経て「障害福祉サービス受給者証」を交付します(審査会が不要の場合もあります)。
- (費 用)所得に応じて負担上限月額が設定されます。なお、食費 等の実費がかかる場合があります。

ハッスく		
訪問系サービス	居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の身体介護、掃除・洗濯等の
	(ホームヘルプ)	家事援助、通院の際の介助等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由又は知的障害若しくは精
		神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、居宅における
		介護・外出時の移動中の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者に対し、外
		出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援
		護等を行います。
	行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者に
		対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、
		外出時における移動中の介護等を行います。
	生活介護	日中、食事や入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、創作的活
		動・生産活動の機会等を提供します。
		一時的に障害者支援施設等を利用することが必要な障害児・者に
	短期入所	つき、当該施設で入浴、排泄及び食事の介護等必要な支援を行い
	(ショートステイ)	ます。
		(宿泊・日中利用)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上
日中活動系サージ		の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
	自立訓練(機能訓練)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上
		の相談支援等を一定期間行います。
	自立訓練(生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練、日常生活上
		の相談支援等を一定期間行います。
ビス	就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実
		習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着支援等を一定期
		間行います。
	就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向
		けた支援を行います。
	就労継続支援B型	就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するととも
		に、一般就労に向けた支援を行います。
	就労定着支援	一般就労者に対して、生活面の課題把握、連絡調整等の支援を行
		います。
居住系サービス	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排泄・食
		事の介護等を提供します。
	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身者等の地域生活を支
		援します。
	共同生活援助	入居者に対して、相談・入浴・排泄又は食事の介護その他日常生
	(グループホーム)	活の援助を行います。
	   宿泊型自立訓練	夜間の居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練
		を行うとともに、地域移行に向けた支援等を一定期間行います。

#### 日常生活援助

# 全身性障害者介護人の派遣

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 独立自活を目指す在宅の重度の全身性障害者に対して、外出援助 等のための介護人を派遣することにより、生活圏の拡大や社会参加 の促進を図る事業です。

- (対象)市内在住の18歳以上の全身性障害者で身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害程度が特別障害者手当の支給要件に該当する方及び脳性麻痺による障害程度が1 級の方で外出にあたり適当な介護者がいない方
- (内 容) 外出等の援助のための介護人の派遣。派遣時間は1ヶ月 128 時間まで。
- (介 護 人) 介護人は派遣対象者の推薦に基づき所定の研修を終えた 者について、審査の上適当と認めた者を介護人として登録します。(派遣対象者の親族は不可)
- (費 用)無料。外出に伴う交通費等は介護人の分も含め自己負担。

#### 移 動 支 援

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

- (対 象) 次のいずれかに該当する方が対象となります。
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者(児)、全身性障害者(児)及びこれに準ずる方
  - ②療育手帳の交付を受けている方
  - ③知的障害者更生相談所または児童相談所において知的 障害があると判定された方
  - ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (内 容) 社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための 外出の際の移動を支援します。
  - \*通勤や営業活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる 外出や社会通念上適当でない外出を除きます。
- (申 請) 交付されている場合は障害者手帳をお持ちください。 申請後、内容を審査し、利用登録の可否を決定します。 利用登録を決定したときは、「移動支援利用者証」を交付 します。
- (費 用)原則、サービス費用の1割の自己負担です。なお、所得 状況によって月額の上限負担額が設定されます。また、 選挙等の投票を行うために外出する場合、自己負担が免 除されることがあります。

### 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣

川越市が川越市社会福祉協議会へ委託している事業で、社会生活を営む上で外出を必要とする場合、付添者がいないために支障がある際の移動を支援します。

ただし、通勤や営業活動等、政治活動、宗教活動、個人の娯楽にかかる外出や社会通念上適当でない外出を除きます。

- (対 象) 視覚障害 1 級に該当する身体障害者手帳の交付を受けて いる方
- (内 容) ①日常生活に関する場合 通院、官公署、買物、銀行、理美容、冠婚葬祭、病院 への見舞い等
  - ②社会参加の促進に役立つと認められる場合 講演会等のうち、行政、社会福祉協議会、視覚障害者 団体が主催する行事へ参加する場合
- (利 用) 月曜日から金曜日 午前 9:00~午後 4:00

土曜日 午前 9:00~正午

(但し、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までの間は利用できません。)

利用は川越市社会福祉協議会に登録し、派遣を希望する3日前(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く)までに申し込みをします。利用範囲は、原則市内です。

- (費 用)無料。ただし交通費等は利用者の負担です。
- (窓 口) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号: 049-225-5703 FAX番号: 049-226-7666

#### 生活サポート

窓口 障害者福祉課 電話番号: 224-5785 在宅の心身障害者又は障害児に対し、迅速・柔軟なサービスを提供することにより、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図るための 事業です。

- (対象)次のいずれかに該当する方が対象となります。
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ②療育手帳の交付を受けている方
  - ③知的障害者更生相談所または児童相談所において知的 障害があると判定された方
  - ④医師の診断書により発達障害が認められる方
- (内 容) ①一時預かり
  - ②介護者の一時派遣
  - ③外出援助
  - 4)关迎

社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための 外出の際の移動を支援します。

- \*通勤や営業活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる 外出や社会通念上適当でない外出を除きます。
- (利用時間)年間150時間まで(4月~翌年3月) \*申請月によって月割で算出した時間数になります。
- (申 請)以下のものをお持ちください。登録後、生活サポート利用者証を交付します。
  - ①障害者手帳(交付されている場合)
  - ②医師の診断書(障害者手帳の交付を受けていない方で 発達障害のある方のみ必要です。)
- (費 用)【当該年度4月1日の前日において18歳以上の方】 利用時間1時間あたり最高で950円の自己負担があります。自己負担額は登録事業者に直接支払ってください。 【当該年度4月1日の前日において18歳未満の方】 生計中心者の所得により自己負担額に違いがあります。 1時間あたりの自己負担額は0円~950円です。
- (その他)登録事業者と契約する際、入会金や年会費がかかる場合があります。

# 重度身体障害者寝 具 乾 燥

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

在宅の重度身体障害者の方に対して、寝具を乾燥することにより、 衛生と健康の保持を図ることを目的としてサービスを行います。

(対 象) 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方

(申 請) ①身体障害者手帳 ②申請書(所定の様式となります。)

(費用)無料。なお、利用回数は年10回。

# 重度身体障害者寝 具 丸 洗 い

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

在宅の重度身体障害者の方に対して、寝具を丸洗いすることにより、衛生と健康の保持を図ることを目的としてサービスを行います。

(対 象) 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方

(申 請) ①身体障害者手帳②申請書(所定の様式となります。)

(費用)無料。なお、利用回数は年1回。

### 日中一時支援

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

障害のある方に日中における活動の場を提供することにより、ご 家族の就労を支援、一時的な休息を提供する事業です。

(対 象) 次のいずれかに該当する方が対象となります。

①身体障害者手帳の交付を受けている方

②療育手帳の交付を受けている方

③知的障害者更生相談所または児童相談所において知的 障害があると判定された方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(申 請) 交付されている場合は、障害者手帳をお持ちください。 申請後、内容を審査し、利用登録の可否を決定します。 利用登録が決定したときは、「日中一時支援利用者証」を 交付します。

(費 用)原則、サービス費用の1割の自己負担です。なお、所得 状況によって月額の上限負担額が設定されます。

# 地 域 活 動 支援センター

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 地域活動支援センターに通所することにより、創作活動、機能回復訓練等を行うものです。

(対 象) 65歳未満の障害者(利用期間中に65歳に達する方は、65歳到達月が属する年度の翌年度の末日で終了です。) \*介護保険制度に基づく要介護認定を受けられる方は、原則介護保険での通所介護の利用が優先となります。

(利用施設) ①川越市総合福祉センター ②ハートポートセンターともいき

(申 請) 障害者手帳をお持ちください。申請後、担当者が調査を 行い、審査の上、決定します。(審査の結果、不支給とな る場合もあります。)決定後、「地域活動支援センター利 用者証」を交付します。

#### (費用) 1回あたりの利用料

種類	利用料	備考
一般サービス	300円	生活保護世帯、市民税非課税世帯 は無料
入浴サービス	300円	生活保護世帯、市民税非課税世帯 は光熱水費 100 円を負担
送迎サービス	100円	往復の利用料
食事サービス	全額実費負担	実費負担額は事業所が設定

<sup>\*</sup>一般サービスとは創作活動、機能回復訓練、社会適応訓練等のことをいいます。

#### 失語症言語訓練会

脳卒中や頭部外傷等による失語症の方に対して、言語訓練を行うことにより、身体面・精神面の回復を図り、日常生活の向上と社会参加の拡大を図ることを目的としています。

- (申 請)参加に際しては、見学をしていただき、その後、言語聴覚士による面談を行い決定します。
- (対 **象)** 川越市内在住の、脳卒中や頭部外傷等の後遺症による失語症の方とその家族
- (窓 口)川越市総合福祉センター(オアシス)

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号: 049-228-0200 FAX番号: 049-228-0202

<sup>\*</sup>必要に応じて別途費用がかかる場合があります。

## 重度障害者訪問理美容サービス

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

重度の身体障害者に対して、訪問理美容サービスを利用する際の 訪問費用の一部又は全部を助成します。

- (対 象) 市内に住所を有する65歳未満の理美容院に出向くことが困難な在宅の重度身体障害者(下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害1級に該当する身体障害者手帳の交付を受けている方)
- (申 請) 身体障害者手帳をお持ちください。なお、申請書に利用 する理美容院名を記す箇所がありますので、事前に業者 の選定をお願いします。
- (費 用) 訪問理美容サービスの訪問費用を 1 回あたり 2,000 円 助成する利用券を交付します。利用券は年間最大4枚で す。なお、理美容料金は利用者の負担です。

### 重度身体障害者入浴 サービス(訪問入浴)

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 在宅で入浴が困難な重度身体障害者(肢体不自由者)に巡回入浴車を派遣し入浴サービスを行います。

- (対 象) 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている肢体 不自由者で次のいずれかに該当する方。
  - ①18歳以上の在宅の身体障害者 (介護保険で同様のサービスを受けられる方を除く)
  - ②18歳未満の在宅の身体障害児のうち気管切開の処置、 人工呼吸器の管理、中心静脈栄養法(IVH)のいずれかを行っている方
- (申 請)身体障害者手帳をお持ちください。なお、申請書に主治 医の入浴についての意見の記載が必要となります。
- (費用)無料。利用回数は週1回。

#### 手話通訳者の派遣

窓口 障害者福祉課

電話番号:224-5785

FAX番号: 225-3033

日常生活を送る上で、手話通訳を必要とする場面に手話通訳者を派遣します。

- (対 象) 次のいずれかに該当する方が申請できます。
  - ①市内に居住する聴覚障害者等
  - ②市内の聴覚障害者団体
  - ③市内に居住する聴覚障害者等との意思疎通において、 手話通訳を必要とする者
- (申請方法)派遣希望日の3日前(閉庁日を除く)までに申請してください。
  - \*所定の申請書があります。

(派遣時間)午前8:00~午後9:00

(派遣区域) 原則県内

(緊急時)市役所閉庁時の緊急事態には、下記へ申請してください。 【緊急専用 FAX 番号】 049-224-7335 (川越市役所 当直室)

※二次元バーコードを読み取る ことで、電子申請が可能です。



#### 要約筆記者の派遣

聴覚障害者が社会生活を送る上で要約筆記を必要とする場面に要 約筆記者を派遣します。

\*あらかじめ、市に登録が必要です。詳細は、川越市ホームページをご覧ください。

(申し込み) 埼玉聴覚障害者情報センター

#### (社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会)

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館 2階

電話番号: 048-814-3353 FAX番号: 048-814-3354

### 盲ろう者向け通訳・ 介助員の派遣

盲ろう者(視覚・聴覚の両方に障害のある方)に対し、社会生活を送る上で必要となる場面等に通訳・介助員を派遣します。

#### (申し込み) 埼玉盲ろう者友の会 派遣事業担当

さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

電話 • FAX番号: 048-823-7080

アドレス: haken,saitama-db@r9.dion,ne.jp

\*職員がいるのは以下の時間帯のみ

火・水・木・金曜日 午前9:30~午後4:30

### 聴覚障害者専用電子メール

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

FAX番号: 225-3033

問い合わせなど、市役所との連絡に専用のアドレスが利用できます。 事前に登録が必要です。

(対象)市内在住の聴覚障害者

(時 間) 午前8:30~午後5:15

\*送受信は24時間可能ですが、担当者が内容を読むのは市役所 開庁時のみです。

## そ の 他 のサ ー ビ ス

①かわごえ友愛センター

住民相互の助け合いによる会員制、有償、有料のサービスです。 日常生活を営む上で援助が必要で、かつ家庭内で援助を受けるこ とのできない方に対して、協力会員(有償ボランティア)を派遣し て家事援助等を行います。

- (対 象) 在宅で生活する高齢者、心身障害者(児)世帯、母子・ 父子世帯、奸産婦など
- (協力者) 心身とも健全で福祉に関心のある満20歳以上の方(研修有)
- (窓 口) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

#### かわごえ友愛センター

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号: 049-225-5768

FAX番号: 049-226-7666

②ファミリー・サポート・センター(子育ての援助)

地域において、子育ての援助を依頼したい方(依頼会員)と子育 ての援助を提供したい方(提供会員)を会員とし、会員間の援助活 動の調整を行うことで子育てを支援しています。

- (対 象) 生後3か月から小学校6年生までの子どもを養育中の方 (市内在住又は在勤)
- (協力者) 心身とも健全で福祉に関心のある満20歳以上の方(研修有)
- (窓 口) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

川越市ファミリー・サポート・センター

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号: 049-225-3828

FAX番号: 049-225-3828

#### 用具等の援助

#### 日常生活用具費の支給

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 在宅の障害者の方に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用 具費の支給を行っています。なお、購入前に申請することが必要です。

(種類・対象) 資料編112~117ページのとおり

※対象者が18歳以上の場合、本人又は配偶者の支給申請を行う月の属する年度(申請を行う月が4月から6月までの場合は前年度)の市民税所得割額が一定以上の場合は対象外です。

(費 用)原則、一割負担です。なお、所得の状況によって月額の上 限負担額が設定されます。

#### 補装具費の支給

窓口 障害者福祉課 電話番号:224-5785 身体の障害を補い、日常生活の向上を図るため、補装具費(購入、 修理、貸与)の支給を行います。なお、事前に申請が必要です。

(種類) 主な補装具

義肢、装具、姿勢保持装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)、視覚障害者 安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、重度障害者用意思伝達装 置など

- (対 象) ①身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ②難病等の方
  - ※対象者が18歳以上の場合、本人又は配偶者の支給申請を行う月の属する年度(申請を行う月が4月から6月までの場合は前年度)の市民税所得割額が一定以上の場合は対象外です。
  - \*補装具の種類によっては、補装具費支給意見書又は更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)の適合判定が必要となる場合があります。
- (費 用)原則、一割負担です。なお、所得の状況によって月額の上 限負担額が設定されます。

#### 身体障害者補助犬

窓口 障害者福祉課

電話番号:224-5785

在宅の重度障害者の行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てるため、補助犬を給付します。

- (対 象) 県内に1年以上居住する18歳以上の在宅の障害者で、補助犬を適切に利用し、飼育できると認められる方
  - \*盲導犬…視覚障害 1 級に該当する身体障害者手帳の交付を受けている方
  - \*介助犬…肢体不自由1、2級に該当する身体障害者手帳 の交付を受けている方
  - \*聴導犬…聴覚障害2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けている方
- (給付まで)申請受理後、書類を埼玉県に進達します。県は進達された 書類の内容を審査し、訓練施設で4週間程度の合宿訓練 等を経て、給付を決定します。
- (費 用)補助犬自体の給付は無償ですが、合宿・訓練等や給付後の 飼育管理等に伴う経費は自己負担となります。

#### 紙おむつの給付

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

在宅で常時失禁状態等のため介護上、紙おむつを必要とする3歳以上かつ身体障害者手帳1、2級の方または療育手帳®、Aの方に対して月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付します。

- (対 象) 次のいずれかに該当する方が対象となります。
  - ①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方
  - ②療育手帳A、Aの交付を受けている方
  - \*65 歳以上の方で介護保険による要介護認定(要介護1~5)を受けている方は、高齢者いきがい課が窓口です。
- (費 用) 月額 5,000 円まで補助します。この金額以上の利用があった場合は自己負担となります。
- (その他)次の条件に該当する方で必要性が認められる方は、日常生活用具費としての紙おむつ等の費用を支給できる場合があります。(この場合基準額12,000円まで〈自己負担1割〉の支給)

【日常生活用具として認められる要件】

- 3歳以上で、紙おむつを必要とする次のいずれかに該当する方
- \*ぼうこう又は直腸機能障害により身体障害者手帳を取得し、
  - ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚 の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を 装着することができない方
  - ②先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機 能障害又は高度の排便機能障害がある方
  - ③直腸機能障害により身体障害者手帳を取得し、先天性 鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能 障害がある方

④身体障害者手帳を取得し、乳幼児期以前(概ね3歳以前)で発症した非進行性の脳病変により運動機能に障害があり、自力での排尿又は排便が困難な方

#### 車いすの貸し出し

川越市民の方で、けがや病気などで車いすが必要な方に、3か月を 限度に貸し出しを行っています。(施設入所や入院中の方は除く)

(費用)無料

(窓 口) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

かわごえ友愛センター

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号: 049-225-5768

FAX番号: 049-226-7666

難 聴 児 補 聴 器購入費の支給

窓口 障害者福祉課

電話番号:224-5785

(対 象) いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象にならない難聴児に対し、 補聴器の購入及び修理費の支給を行います。なお、事前に

申請が必要です。

(費 用) 基準額の3分の1に相当する額

#### 緊急時の援助

メール 1 1 0 番 F A X 1 1 0 番 埼玉県警察では、耳が聞こえない方や言葉が話せない方等、音声による110番通報が困難な方が事件や事故にあった時、緊急通報に利用する「メール110番」、「FAX110番」を開設しています。

メール110番の通報方法は、専用ホームページに接続し、文字対 話方式(チャット)により通報するシステムです。

(通信用URL) http://saitama110.jp/ (すべて半角)

(通信内容) ① 発生した日時

② 発生した場所

③ 事件・事故の内容

④ 氏名

⑤ 連絡先

(通報用FAX) FAX フリーダイヤル 0120-264-110

(送信内容) ① 発生した日時 ② 発生した場所

③ 事件・事故の内容 ④ 氏名 ⑤ 連絡先

(問合先) 埼玉県警察本部 通信指令課

電話 • FAX番号: 048-832-0110 (代表)

#### F A X 1 1 9 番

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785 FAX番号: 225-3033

\*専用用紙配布窓口

火災や病気の緊急時に、FAXで消防署に通報ができます。専用用 紙がありますのであらかじめ記入をし、万一の時に備えて準備をして おくようにしてください。

(対 象) 次のいずれかに該当する方が対象です。

①聴覚障害者

②音声•言語機能障害者

(注意点)専用用紙がありますので、障害者福祉課窓口でお受け取り ください。川越地区消防組合のサイトからダウンロードす ることもできます。事前の登録は必要ありません。手話通 訳者の必要性の有無も記入してください。

※専用用紙がありますが、他の用紙でも可能です。

(通報用FAX)119 (局番なし)

(問合先)川越地区消防組合消防局(指揮統制課)

川越市神明町 48-4

電話番号:049-226-7408 FAX番号:049-225-2564

### 聴覚・言語機能障がい に対応した緊急通報 システム (Net 1 1 9)

窓口 障害者福祉課

電話番号:224-5785

FAX番号: 225-3033

火災や病気の緊急時に、携帯電話または、スマートフォンのインターネット接続機能を利用して消防署に通報ができます。事前に、申請書の提出(障害者福祉課窓口)とご自分の機器の登録が必要です。

(対 象) 次のいずれかに該当する方が対象です。

①聴覚障害者

②音声•言語機能障害者

(注 意 点) 全国どこからでも1 1 9番通報が行えます。また、携帯電話の機種によっては、利用できない場合があります。申請書、利用規約、対応機種について等は、川越地区消防組合のサイトからダウンロードすることができます。

(システムに関する問い合わせ)

#### 川越地区消防組合消防局(指揮統制課)

川越市神明町 48-4

電話番号: 049-226-7408 FAX番号: 049-225-2564

#### 緊急通報システム

窓口 障害者福祉課

電話番号: 224-5785

窓口 高齢者いきがい課

電話番号: 224-5809

市内在住で自宅に電話のある単身の方(日中1人になってしまうなどの準単身も含む)に対し、緊急時に消防署に通報できるシステムを設置することができます。

(対 象) 身体障害者手帳1級~3級の交付を受けている方。

\*慢性疾患等のある65歳以上の方は、高齢者いきがい課が窓口となります。

(費 用) 緊急通報システムの設置にかかる費用は市が負担します。 (65歳以上の方で、準単身の場合は、設置費用を負担していただくことがあります。)

# 川 越 市防災情報メール配信サービス

窓口 防災危機管理室

電話番号:224-5554

FAX番号: 225-2895

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、防災行政無線や広報車の巡回では情報伝達できない遠隔地(勤務先等)にいる市民や屋内にいる市民及び聴覚障害者に対し、より確実に災害情報を提供できるようにするためメールを配信します。

(提供情報) 災害関連情報、防災情報

(申込方法) ①メール配信を受ける携帯電話またはパソコンから下記の アドレスへ空メールを送信して下さい。

アドレス: t-saitama-kawagoe@sg-p.jp

②登録案内メール受信後、24時間以内に登録作業を進めてください。

(**費** 用)登録料および情報提供料は無料。インターネット接続やメールの受信などにかかる料金は利用者の負担となります。

## 避 難 行 動要 支援者制度

窓口 防災危機管理室

電話番号: 224-5554 FAX番号: 225-2895

登録した避難行動要支援者の情報を、地域の支援協力者(自治会、 民生委員児童委員)等に提供し、避難行動要支援者が必要な支援を受 けられるよう、ご協力をお願いする制度です。

(対 象)次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯で要介護3以上の方
- ② 世帯全員が75歳以上の高齢者の方
- ③ 視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害の方
- ④ 上記以外の身体障害(1級または2級)の方
- ⑤ 知的障害(@またはA)のある方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
- \*その他、上記に準じる状態にあり、支援の必要がある方 (緊急通報システム利用者や難病・小児慢性特定疾病患
- 者、医療的ケアを受けている方など)

(施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象に なりません。)

(申 請)個人情報の提供について同意の上、登録申請が必要です。